

宍粟市教育委員会告示第 5 号

宍粟市一宮通学バス使用料の徴収及び減免に関する基準を廃止する基準をここに公布する。

平成28年3月18日

宍粟市教育長 西 岡 章 寿

宍粟市一宮通学バス使用料の徴収及び減免に関する基準（平成17年宍粟市教育委員会告示第 1 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。